

病床機能再編支援事業

1 事業の目的

地域医療構想の実現に向け、地域の実情を踏まえた各圏域における医療機関の病床削減や再編統合などの自主的な取組に対し支援することにより、病床の機能分化・連携の一層の推進を図る。

2 補助対象事業者

県内の病院及び有床診療所の開設者

3 補助対象要件

事業名	単独病院機能再編支援	再編統合支援	債務整理支援
区分	対象3区分※の病床の減少を伴う病床機能再編	対象3区分※の病床の減少を伴う医療機関の再編統合	病院の統合に応じた新たな借入
支援要件	<ul style="list-style-type: none">・地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めるものであること・病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること	<ul style="list-style-type: none">・地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めるものであること・統合関係病院のうち、1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）・2026年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院が計画に合意していること。・統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上の減少	統合によって廃止となる病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が金融機関から新たに融資を受けて返済する場合

※対象3区分（高度急性期・急性期・慢性期）

病床機能再編支援事業

4 基準額

事業名	単独病院機能再編支援	再編統合支援	債務整理支援														
区分	対象3区分※の病床の減少を伴う病床機能再編	対象3区分※の病床の減少を伴う医療機関の再編統合	病院の統合に応じた新たな借入														
基準額	<p>①</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>削減した場合の1床あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table>		病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価	50%未満	1,140千円	50%以上60%未満	1,368千円	60%以上70%未満	1,596千円	70%以上80%未満	1,824千円	80%以上90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円	<p>承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。</p>
	病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価															
50%未満	1,140千円																
50%以上60%未満	1,368千円																
60%以上70%未満	1,596千円																
70%以上80%未満	1,824千円																
80%以上90%未満	2,052千円																
90%以上	2,280千円																
<p>② 一日平均実働病床数以下まで減少する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床数については、1床あたり2,280千円を支給する。</p> <p>※ 単独病院機能再編支援について、上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数、過去に本事業の対象となった病床数、同一開設者への医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数を除く。</p> <p>※ 再編統合支援においては、重点支援区域又はモデル推進区域として指定された統合関係病院等については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。</p>																	

病床機能再編支援事業

5 給付金支給申請の流れ

(1) 事前協議書の提出

「兵庫県病床機能再編支援給付金支給要綱」及び各事業要領に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前相談・協議窓口」に提出



(2) 圏域地域医療構想調整会議での協議・合意



(3) 県医療審議会（医療計画部会）での協議・合意 ※年2、3回程度開催予定
※開催時期については別途お問い合わせください



(4) 給付金支給申請

県医務課宛に交付申請書等を提出（令和8年12月14日まで）

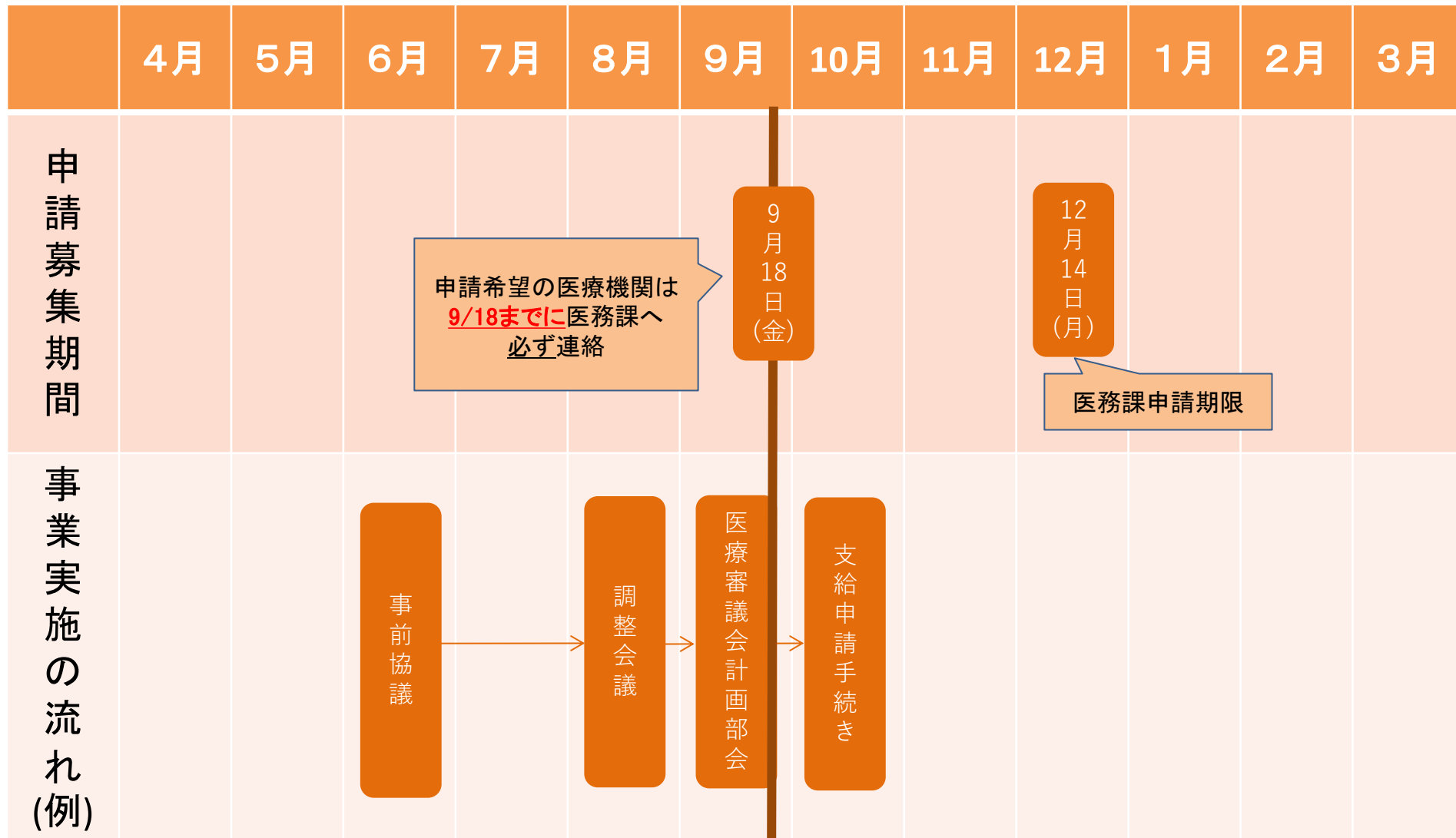
※申請を希望される医療機関は、9月18日までに医務課あて事前にご連絡ください。



(5) 給付金支給決定

病床機能再編支援事業

6 年度スケジュール（想定）



※申請募集期間の中で随時募集

※医療審議会計画部会は、年2～3回（9月、12月、3月頃）開催予定

病床機能再編支援事業

<事前相談及び事前協議書（事業計画書）提出の窓口>

県内8の2次医療圏域毎に設置されている「地域医療構想調整会議」の事務局機能を担う以下の企画調整業務（病床機能に関する含む）を所管する担当課（係）が窓口となります。

※ 提出（相談）する際には、事前に電話にて予約をお願いします

圏域		市町名	事前相談及び事前協議書の提出の窓口	補助金
神戸		神戸市	神戸市健康局地域医療課 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館19階 電話078-322-5246	兵庫県医務課 企画調整班 電話 078-341-7711 内線(79735)
阪神	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）企画課 芦屋市公光町1-23 電話0797-32-0707（代）	
	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市 三田市、猪名川町	宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所）企画課 宝塚市東洋町2-5 電話 0797-61-5172	
東播磨		明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町	加古川健康福祉事務所（加古川保健所）企画課 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話 079-421-9292	
北播磨		西脇市、三木市、小野市 加西市、加東市、多可町	加東健康福祉事務所（加東保健所）企画課 加東市社字西柿1075-2 電話 0795-42-9355	
播磨 姫路	中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町	中播磨健康福祉事務所 企画課 姫路市北条1-98 電話 079-281-9207	
	西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、 太子町、上郡町、佐用町	龍野健康福祉事務所（龍野保健所）企画課 たつの市龍野町富永1311-3 電話 0791-63-5150	
但馬		豊岡市、養父市、朝来市 香美町、新温泉町	豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）企画課 豊岡市幸町7-11 電話 0796-26-3655	
丹波		丹波篠山市、丹波市	丹波健康福祉事務所（丹波保健所）企画課 丹波市柏原町柏原688 電話 0795-73-3776	
淡路		洲本市、淡路市、南あわじ市	洲本健康福祉事務所（洲本保健所）企画課 洲本市塩屋2-4-5 電話 0799-26-2036	